

「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」

平成25年3月11日
日本ケーブルテレビ連盟信越支部
信越総合通信局

1 支援のスタンス

- (1) 「防災・減災のための放送利用行動計画」（以下、「行動計画」という。）に参加しているケーブルテレビ事業者(以下、「参加事業者」という。)は、臨時災害放送局を開局しようとする信越管内の市町村を、ハード及びソフトの面で支援する。
- (2) 参加事業者は、自社の設備も被災する可能性を念頭におきつつ、事業者間同士の支援ネットワークを構築して、臨時災害放送局の開局や放送継続を支援する。
- (3) 市町村から臨時災害放送局の放送業務を受託する参加事業者は、契約に基づきその責務を果たすが、その他にも、支援協定の形で、市町村の開局や放送継続を支援する。
- (4) 日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下、「支部」という。）は、本行動計画の支援事業者の一員として、地域メディアとしてのケーブルテレビが地域の防災・減災に役立つよう行動する。このため、被災地の臨時災害放送局の開局等を支援する加盟社を他の加盟社が応援する、あるいは、直接に市町村を加盟社が支援する体制を整える。
- (5) 行動計画の「防災行政無線サイマル型」で臨時災害放送局を開局しようとする市町村等から設備貸与等の要請があれば、支部は、臨時災害放送局の開局支援に当たっていない加盟社の協力を得るなどして、その要請に応えるよう努める。
- (6) 臨時災害放送局の放送が被災者にとって役立つ放送になるよう、参加事業者は、信越管内のコミュニティ FM 事業者や県域放送局とも連携を進める。

2 支援の大枠

- (1) 信越管内全ての地域で同時に臨時災害放送局が開局されるといった事態でも起きない限り、被災していない地域の参加事業者が、被災した参加事業者や市町村を支援することができるはずなので、次のように行動する。

- ① 放送業務を受託する参加事業者を、他の参加事業者が応援する。
 - ② 参加事業者に放送業務を委託していない市町村であっても、要請があれば、参加事業者は、市町村を直接に支援する。
- (2) 上述(1)の①については、当面は、長野県内の中信、北信、東信及び南信、並びに新潟県内の上越の地域のいずれかで発生する大規模災害を想定し、参加事業者間の支援体制を構築する。
- (3) 参加事業者が臨時災害放送局の開局や放送継続を支援する形には、次の三類型があるので、参加事業者は、支援を希望する市町村との間でどのような支援が可能かを、あらかじめ話し合い、合意する。
- ① 参加事業者が自ら設備を調達し、市町村の放送業務を代行
行動計画中の「CATV 活用型」は、設備を調達するのが市町村等にせよケーブルテレビ事業者にせよ、市町村から委託されたケーブルテレビ事業者が放送業務を行う。このうち、少なくとも当初は、参加事業者が自ら設備を調達し、市町村から委託されて放送業務を行う事例が多くなると予想される。この場合の設備の調達費用は、放送業務を受託することの対価や、平時での情報提供サービスの対価として回収することも可能だが、いずれにしても、参加事業者としては、非常時にすべての地域住民に災害情報等を提供できる「公共性」や「社会貢献」を訴求することで、ケーブルテレビの存在が地域住民から支持され、「地域力」の高まりに寄与する事業となるべく、取り組む。
 - ② 市町村が設備を調達し、所在する参加事業者が運用
行動計画は、市町村や複数の市町村が共同して送信設備等を購入し、参加事業者がその設備を使って放送業務を行うことも想定している。庁舎内に設備を置くが市町村の職員ではなく参加事業者のスタッフが外向いて放送を行う方法や、放送業務を委託するのに設備は市町村の方で用意するといった方法などが該当する。
 - ③ 参加事業者が設備を貸与し、市町村が自ら放送
行動計画中の「防災行政無線サイマル型」で臨時災害放送局を開局する市町村を参加事業者が支援する場合である。参加事業者の放送区域外の住民は、参加事業者にとっては自社の加入者ではないが、非常時にすべての地域住民に災害情報等を提供できる「公共性」や「社会貢献」を訴求する立場から、体力の弱い市町村を支援する活動として取り組む。
- (4) 臨時災害放送局の放送業務を受託する参加事業者は、委託をする市町村との間で協定等を結び、業務としての責務等を定める。

- (5) 参加事業者間の「共助」については、費用負担を含めて、参加事業者間で、協議、調整する。
- (6) 参加事業者に放送業務を委託していない市町村からの支援要請に対し、支部は、支援を希望する市町村との間であらかじめ協定等を結び、そうした市町村が災害等に見舞われた場合には、信越総合通信局と連絡を取りながら、支部としてもその加盟社を通じ支援活動を行う。

3 送信設備の常備と支援ネットワーク

- (1) 送信設備等を常備してあれば、災害発生直後から臨時災害放送局を開局することができる。一方で、平時は利用しない送信設備等を購入し、保有するための費用が生ずる。したがって、常備する参加事業者が常備しない参加事業者を支援する事業者間同士のネットワークを構築する。
- (2) 参加事業者のうち、送信設備等を常備する会社（以下、「常備会社」という。）は、平成25年2月5日現在、別表のとおりである。
- (3) 常備会社は、市町村の放送業務を受託して臨時災害放送局を開局するために送信設備等を調達するのであって、所在市町村が臨時災害放送局を開局する場合はもちろん、開局があるかも知れない状況下では、当該送信設備等を他の市町村のために貸し出すことは難しい一面がある。
- (4) それでも、災害の種類、規模、地域によっては、住民の人命を救うための速やかな行動が求められることもあるだろうから、そうした事態が生じた場合には、支部や信越総合通信局とも連絡を取りながら、他の事業者とも連携して行動する。

4 市町村等との協定

市町村等の臨時災害放送局の開局を参加事業者が支援するに当たっては、市町村と参加事業者の間で、業務協定又は支援協定をあらかじめ締結する。協定には、次の二種類がある。

(1) 支部が市町村との間で取り交わす支援協定

支部加盟社は、加盟社間の「共助」によって市町村等の臨時災害放送局の開局等を支援する。例えば、長野県内の南信地域で大規模地震が発生すると、被災地に所在する加盟社はもとより、被災地外の加盟社も、被災地支援のために行動する。ただ、どの事業者がどういう形で支援に入れるのかは状況によって変わるので、支部として市町村と約定し、実際の災害発生時には、加盟社の間で連絡を取り合い、信越総合通信局とも協力して支援体制を構築する。

もちろん、放送業務は受託しないが、放送業務以外で特定の市町村を支援する協定等を結ぶ加盟社がいてもかまわない。支部が協定等を結ぶのは、放送業務を受託する参加事業者も、個別に支援の協定等を結ぶ加盟社もない市町村があるだろうから、そのような場合にも加盟社が「共助」して支援できるよう、必要な準備を進めるためである。

なお、支援協定の具体的内容については、そのひな型を策定し、別に公表する。

(2) 参加事業者が営業区域内の市町村等と個別に取り交わす業務協定

参加事業者は、ひとたび災害が発生すれば地域住民のために情報収集と提供に当たる。中でも、臨時災害放送局の放送業務を所在市町村等から受託する事業者は、委託をする市町村との間で様々な準備を進めておかなければならず、それには約定が必要になる。

上述(1)は、支部と市町村等との間の協定なのに対し、本協定は、参加事業者が、それぞれに、所在市町村や周辺市町村等と取り交わすものである。本協定を取り交わしていれば、開局等を支援する参加事業者が特定されており、上述(1)の協定はなくてもよさそうだが、当該参加事業者自身が被災することもあり得るし、長時間の放送等に消耗することも起こり得るので、二重の協定をもって備えることを原則とする。

別表：

株式会社上田ケーブルビジョン

【上田市、東御市、坂城町、青木村の各一部】

エルシーブイ株式会社

【諏訪市、岡谷市、茅野市、富士見町、下諏訪町、辰野町、原村、及び
塩尻市、箕輪町の各一部】

須高ケーブルテレビ株式会社

【須坂市、小布施町の各一部、高山村】

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン

【松本市、塩尻市の各一部、山形村、朝日村】

上越ケーブルビジョン株式会社

【妙高市及び上越市の一部】